

衆議院 議院運営委員会 議院議事録 第三十五号

平成十八年六月八日(木曜日)

正午開議

出席委員

委員長 佐田玄一郎君

理事 田野瀬良太郎君 理事 遠藤 利明君

理事 田村 憲久君 理事 松本 純君

理事 江渡 聡徳君 理事 宮澤 洋一君

理事 中川 正春君 理事 三井 辨雄君

理事 大口 善徳君

理事 大塚 高司君

理事 亀岡 偉民君

理事 清水清一郎君 理事 中山 泰秀君

理事 萩生田光一君

理事 渡部 篤君 理事 石関 健太君

理事 北神 圭朗君 理事 寺田 学君

理事 高木美智代君

理事 日森 文尋君 理事 穀田 恵二君

議長

副議長 河野 洋平君

参議院議長運営委員長 横路 孝弘君

参議院議長 溝手 顕正君

事務総長 駒崎 義弘君

委員の異動

六月八日

辞任

津村 啓介君

同日

辞任

北神 圭朗君

補欠選任

六月八日

教育基本法調査会の設置に関する請願(川内博史君紹介)(第二七八三号)

同(古賀一成君紹介)(第二八五〇号)

同(佐々木隆博君紹介)(第二八五一号)
同(古川元久君紹介)(第二九五七号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

議員亀井善之君逝去につき追悼演説の件

総合科学技術会議議員任命につき同意を求めるの件

国会職員法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第八号)

本日の本会議の議事等に関する件

○佐田委員長 これより会議を開きます。

まず、議員亀井善之君逝去の件についてであり

ますが、去る五月十二日、神奈川県第十六区選出議員亀井善之君が逝去されました。

ここに謹んで哀悼の意を表します。

亀井君に対する追悼演説は、本日の本会議において行うこととし、演説者は、平沼赳夫君にお願いいたします。

御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、亀井君に対する弔詞につきましては、お手元の印刷物のとおりの特別弔詞を、理事各位の御了承を得まして、葬儀当日、議長から贈呈していただきますので、御了承願います。

衆議院は、多年憲政のために尽力し、さきに運輸委員長、議院運営委員長の要職につき、またしばしば国務大臣の重任にあたられた議員正三位旭日大綬章 亀井善之君の長逝を哀悼し、つつしんで弔詞をささげます。

○佐田委員長 また、同君に対する弔詞は、本日の本会議において、議長から贈呈の報告があり、弔詞を朗読されることとなります。

その際、議員の方は御起立願うことになっております。

○佐田委員長 次に、総合科学技術会議議員任命につき同意を求めるの件についてであります。

同議員に本席佐田君を任命するについて、内閣から本院の同意を求めてまいっております。

一、総合科学技術会議議員任命につき同意を求めるの件

本席 佐田君 岸本忠三君辞任予定につきその後任

○佐田委員長 本件は、本日の本会議において議題とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○佐田委員長 次に、参議院提出の国会職員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。参議院議長運営委員長溝手顕正君。

国会職員法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○溝手参議院議員 ただいま議題となりました国会職員法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本法律案は、国会職員が留学中または留学終了後早期に離職した場合に、一般職の国家公務員の

例により、国が支出した留学費用の全部または一部を償還せよとするものであります。

以上が、本法律案の趣旨及び内容でございます。何とぞ御賛同くださるようお願い申し上げます。

○佐田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○佐田委員長 本法律案につきましては、質疑及び討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

国会職員法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本法律案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐田委員長 挙手総員。よって、本法律案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思存しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

〔報告書は附録に掲載〕

○佐田委員長 次に、ただいま議決いたしました本法律案は、本日の本会議において緊急上程するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○佐田委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○駒崎事務総長 まず最初に、議長から、故議員亀井善之先生に対する弔詞贈呈の報告がございまして、議長が弔詞を朗読され、続いて平沼赳夫さんの追悼演説がございします。

次に、総合科学技術会議議員任命につき同意を求めの件についてお諮りをいたします。全会一致であります。

次に、日程第一につき、中谷総務委員長の報告がございまして、全会一致であります。

次に、日程第二につき、木村環境委員長の報告がございまして、民主党、社民党及び国民新党が反対でございします。

次に、日程第三につき、林国土交通委員長の報告がございまして、全会一致であります。

次に、日程第四につき、岸田厚生労働委員長の報告がございまして、共産党が反対でございします。

次に、動議により、ただいま御決定いただきました国会職員法の一部改正案を緊急上程いたします。佐田議院運営委員長の報告がございまして、全会一致であります。

本日の議事は、以上でございします。

議事日程 第二十八号

平成十八年六月八日

午後一時開議

第一 国家公務員の留学費用の償還に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第四 薬事法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○佐田委員長 それでは、本日の本会議は、午後零時五十分予鈴、午後一時から開会いたします。

○佐田委員長 次に、次回の本会議の件についてであります。次回の本会議は、明九日金曜日午後一時から開会することいたします。

また、同日午前十一時理事会、正午から委員会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時五分散会

国会職員法の一部を改正する法律案

国会職員法の一部を改正する法律

国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第六章中第二十七条の二の次に次の一条を加える。

第二十七条の三 国会職員に関する留学費用の償還義務については、国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成十八年法律第 号)第二十一条第一項に規定する職員の例による。

附 則

1 この法律は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律の施行の日から施行する。

2 この法律による改正後の国会職員法第二十七条の三の規定は、この法律の施行後に留学を命ぜられた国会職員について適用する。

理 由

国会職員の留学の趣旨は、その成果を公務に活用することであることにかんがみ、一般職の国家公務員と同様に、国会職員が留学中又は留学終了後早期に離職した場合には、国が支出した留学費用の全部又は一部を償還させる制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。